

文化財 IPM コーディネータ規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、文化財の虫菌害の防除のための IPM（「総合的有害生物管理」）に関する業務の適切な実施を確保するため、その業務・作業を実施し、又はこれを実施する事業等を指導する者の知識・技能に係る文化財 IPM コーディネータ資格について定め、もって文化財の保護に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 公益財団法人文化財虫菌害研究所（以下「当研究所」という。）における文化財 IPM コーディネータとは、第4条の規定により文化財 IPM コーディネータとして登録を受けた者をいう。

第2章 文化財 IPM コーディネータの登録

(登録のための講習及び試験)

第3条 文化財 IPM コーディネータの登録を受けようとする者は、次に掲げる要件を充足していなければならない。

- 一 「文化財 IPM コーディネータ講習」を受講していること。
- 二 文化財の IPM に関する試験（前号の講習受講後2か月以内に行われるものに限る。）に合格していること。

2 前項第1号の規定による講習及び第2号の規定による試験は、概ね次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 文化財に係る IPM に関する基礎的な事項
- 二 文化財に加害する生物に関する事項
- 三 文化財の保存環境の把握と維持に関する事項
- 四 文化財の生物害の防除に関する基礎的な事項
- 五 博物館・美術館等における生物害対応における IPM 作業実務の在り方に関する事項
- 六 博物館・美術館等の収蔵・展示等のための施設・設備の設置・管理における IPM の観点からの生物害防除の在り方に関する事項

3 第1項第2号の規定による試験の合否は、第7条の規定により設置する文化財 IPM コーディネータ委員会が判定する。

(登録等)

第4条 前条第1項の要件を充足している者については、申請により文化財 IPM コーディネータ名簿に登録する。

2 前項の規定による登録を受けた者に対しては、文化財 IPM コーディネータ証を交付する。

3 文化財 IPM コーディネータは、業務を行うに際しては文化財 IPM コーディネータ証を携行し、業務の実施主体関係者の求めがある場合はこれを提示するものとする。

(登録の更新)

第5条 前条の登録は、5年ごとに更新しなければならない。

2 前項の規定による登録の更新は、登録後2回の更新に限り、当該更新を要する日の前2年以内に「文化財 IPM コーディネータ講習」又は「文化財の虫菌害・保存対策研修」を受講していることを要件とする。

(登録の取消)

第6条 文化財 IPM コーディネータとして登録された者が次の各号の一に該当したときは、理事長は、理事会の議決を経て、その登録を取り消すことができる。

- 一 業務について不誠実な行為を行ったとき。
- 二 前条第1項の規定による登録の更新を6か月以上怠ったとき。
- 三 その他、文化財 IPM コーディネータとしてふさわしくない行為を行ったとき。

第3章 文化財 IPM コーディネータ委員会

(文化財 IPM コーディネータ委員会の設置等)

第7条 理事長の求めに応じ文化財 IPM コーディネータに関する次に掲げる事項について審議等を行うため、当研究所に文化財 IPM コーディネータ委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 一 文化財 IPM コーディネータ、第3条第2項の規定による講習・試験及び第4条の規定による登録に関する専門的な事項
- 二 第3条第3項の規定による試験の合否判定
- 三 その他、文化財 IPM コーディネータに関する重要事項

- 2 委員会は、理事会の議決を経て理事長が委嘱する委員7名以内をもって構成する。
- 3 委員会の委員長は、委員の互選により決定する。
- 4 委員会は、必要に応じ、理事長が委員長と協議して招集する。

第4章 補則

(手数料等)

第8条 第3条第1項の規定による「文化財 IPM コーディネータ講習」、試験、第4条第1項の規定による登録及び第5条第1項の規定による登録の更新の手数料等は次のとおりとする。

- 一 講習受講料 20,000 円（当研究所維持会員は 18,000 円）
- 二 試験手数料 5,000 円
- 三 登録手数料 5,000 円
- 四 登録更新手数料 5,000 円

(規定の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

- 2 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成23年5月17日から施行する。
- 2 第2条の改正は、平成25年7月1日から施行する。
- 3 第3条から第5条まで及び第7条から第9条までの改正は、平成31年3月5日から施行する。
- 4 第3条から第5条までの改正は、令和3年8月31日から施行する。ただし、第5条第2項の改正規定は、令和4年1月1日から施行する。